

回数コード算定 早見表

令和8年4月1日更新

介護保険課事業者運営推進係

サービス・活動事業は月額報酬が基本。回数コードで算定できる場合は、以下の事由に限られます。

赤字：更新内容

1. 回数コード適用の事由

月	月	月	事由
← 月をまたぐ事由発生期間 → 【回数コード】	【回数コード】	【月額コード】	事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【月額コード】	← 月をまたがない事由発生期間 → 【回数コード】	【月額コード】	
【月額コード】	●事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要支援1⇔要支援2、事業対象者⇔要支援）※サービス内容に変更がない場合には月額報酬を適用 サービス提供事業所の変更（同一サービス種類のみ） 急な状態変化（悪化により身体介護が必要）によるケアプランの変更
	●事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更（要介護→要支援） 利用者との契約開始（1日付契約は月額コード） 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始（生活保護など） 生活保護単独から生活保護併用への変更（65歳になって被保険者証取得）
【月額コード】	●事由開始 【回数コード】		区分変更（要支援→要介護） 利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所
	→ 【回数コード】		訪問型サービス（生活援助中心）の同一世帯での振り分け（按分）

詳細は「練馬区介護予防・生活支援サービスの月途中の事由によるサービスコード（回数）の適用」（令和8年4月1日更新）を参照。

2. 回数コードの回数制限

サービス	サービス内容	制限回数	サービス	サービス内容	制限回数
(区) 訪問サービスⅣ	週1回程度	4回まで	(区) 通所サービスⅢ	週1回程度	4回まで
(区) 訪問サービスⅤ	週2回程度	8回まで	(区) 通所サービスⅣ	週2回程度	8回まで
(区) 訪問サービスⅥ	週2回を超える程度	12回まで			

3. 月額包括報酬のみ（回数コードのないもの）の取扱い

<p>介護予防ケアマネジメント費</p>	<p>月額包括報酬のみ。 ただし、月途中の事業者変更の場合、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定が可能。 月途中の他保険者への転入・転出の場合、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定が可能。 月途中の生活保護から生活保護併用への変更の場合、それぞれにおいて月額包括報酬の算定が可能。</p>
<p>回数コードがない加算</p> <p>【訪問型サービス】</p> <p>初回加算（区独自） 生活機能向上連携加算 口腔連携強化加算</p> <p>【通所型サービス】</p> <p>生活機能向上グループ活動加算 若年性認知症利用者受入加算 栄養アセスメント加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 一体的サービス提供加算 サービス提供体制強化加算 生活機能向上連携加算 口腔・栄養スクリーニング加算 科学的介護推進体制加算</p>	<p>月額包括報酬のみ。 ただし、月途中の事業者変更の場合、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定が可能。 月途中の他保険者への転入・転出の場合、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定が可能。 月途中の生活保護単独から生活保護併用（65歳到達）への変更の場合、生保併用にて月額包括報酬の算定が可能。</p>